

議 長 日程第7「議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町有施設の運営の適正化を図るため、使用料の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

今回の条例につきましては、学校体育施設等を夜間や休日に一般の方が利用する際の使用料金について、受益者負担の原則を踏まえ、運営の適正化を図るため所要の改正をしたいので提案するものであります。

それでは、議案の4枚目のA4横、参考資料を御覧ください。新旧対照表の別表第1、右が現行、左が改正案でございます。左側改正案を御覧ください。別表第1は、寄小学校屋内運動場から松田小学校屋内運動場、1枚おめくりいただき、次ページをお願いいたします。学校教室、学校運動場、松田中学校屋内運動場までは4時間以内を1回とする場合の使用料金を、松田中学校夜間照明においては2時間当たりの使用料金を、昼間・夜間の区分でそれぞれ定めており、その使用料金を右側の現行から左側の改正案に改めるものです。

また、備考において、現行では使用料は使用時間4時間を1回として徴収する。ただし、夜間照明については2時間以内を1回とする。

2、1回の使用時間が4時間を超えるときは、1時間増すごとに2割ずつ累進加算する。ただし、夜間照明については時間延長はしないものとなっているものを削り、改正案では使用料は1時間単位とするに改めます。

3ページをお願いします。別表第2でございます。こちらについては、寄・松田両小学校の屋内運動場について、入場料を徴収して使用する場合に適用するもので、表の構成を縦に平日・休日を、横に昼間・夜間と規定しております

が、さきに説明いたしました別表第1と同様の料金設定にするため、平日・休日の分けをなくし、昼間・夜間の分けでの料金設定としております。

4ページの備考をお願いいたします。現行では、1において使用時間4時間以内を1回として徴収する。2、1回使用時間が4時間を超えるときは、1時間を増すごとに2割ずつ累進加算するとなっているものを削り、改正案では1時間単位とするに改めます。なお、使用料改正に当たり、規則委任されている減免についての規定のうち、町スポーツ登録団体が使用するとき及びその他管理者が必要と認めたときに減免ができる旨があることから、町民の方が利用する場合には現行どおりとほぼ同様な料金設定となるように配慮していくことを考えております。

恐れ入ります。2枚お戻り頂き、議案本文の4ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日1、この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。2、経過措置です。この条例の施行の際、現に許可を受けているものに関わる使用料等の額は、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

9 番 井 上 この条例の一部改正でですね、この辺の金額が4時間を1時間にすることで、額面的にはですね、例えば寄小学校のアリーナ等で見ると1万2,000円が6,000円ということで、金額が半分になっていますけれども、使用単位時間が4時間から1時間ということで、2倍のですね、2倍相当の設定になられると、なられているということだと思います。ちょっと町民に対しての影響がないというふうな説明があったんですけども、ちょっとそれがどこなのかがよく分からないんですけども。昨今ですね、電気料とか、光熱水費関係が高騰しているということですけども、その辺のですね、電気料等の影響による部分の2倍とする影響額と、その中には受益者負担が含まれているということですので、その辺の2倍のうちどの程度の受益者負担分として見ていただけるのか。あとですね、ちょっと利用のほうの形態が、町民以外も該当するのか、ちょっとその

元の条例がないのでちょっとよく分からないんですけども、在住の方はという説明があったんですけども、例えば在勤もその中に含まれているのか。町外の場合にはその辺の影響がどの程度あるのか。あと、町外の方の利用実績がですね、それぞれの町有施設の中でどの程度あるのかについてお伺いをしたいと思います。

教 育 課 長     それでは、井上議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。まず、減免規定でございます。条例の中には、第7条に使用料の承認を受けたものということで、第7条に減免の条文がございます。ただし、こちらのほうが管理者が特に必要と認めるときというような形になっておりまして、施行規則のほうに委任されていると。施行規則の第8条で、減免することができる場合は定められております。これは町が主催する行事に使用するとき、国または地方公共団体が主催する行事に使用するとき、松田町スポーツ登録団体が使用するとき、その他管理者が必要と認めたときというような形で、規則の中でも管理者が特に認めたときというような定めになっております。（「それはどこにあるんですか。」の声あり）そうですね、こちらは財産のほうです。第6編です。第6編の財産の中がございます。第6編の財産の…第6編です。すみません。財務の第1章…失礼しました。第2章、税・税外収入の町有施設、下のほう、多分。第6編財務、第2章、税・税外収入の中に、松田町有施設使用条例というのがあるかと思います。そちらの第7条に使用料の規定がございまして、その中に減免は別に定める、必要と認めるときと。第7条でございます。使用料条例の第7条。第2項にある。規則委任という形で、その下に施行規則があるかと思いますけれども、施行規則の第8条の中に、使用料の減免という形で定められております。施行規則第8条でございます。その中に使用料が減免できるというような規定がございまして、この中で、その都度、登録団体であったりとか、町民の社会福祉の向上につながるようなものについては、減免をさせていただいているところでございます。この規則を適用して、町民の方には従前どおりの形で対応していこうというふうに考えているところでございます。

また、その2倍の料金が上がった中で、どのくらい受益者負担を見込んでいくかという御質問でございますが、こちらにつきましては今回のこの条例を積算するに当たりまして、近隣の同様の施設のところを参考にさせていただいたところでは、参考までに申し上げますと、山北町であるとか開成町、そこら辺が松田町と同様…改正後に同様程度になるかなというふうで、いうふうな金額設定でございました。昨今の電気料の高騰であるとか、そういったところを加味して、こちらのほうを計上させて…積算をさせていただいたところでは、受益者負担どのくらいかというのは、なかなか難しい御質問だとは思いますが、その中で設置をしている以上、電気代とかがどうしても持ち出しになってしまうというところで、近隣を参考にさせていただいたところでは、

また、利用実績でございますが、寄小学校的令和4年度の例えば有料の使用回数で申し上げますと、20回、12万4,290円というのが収入でございました。こちら、体育館だけの歳出というのが、小学校と一体になっておりますので、ちょっとその部分がなかなか出てこないんでございますけれども、利用回数としては寄アリーナで参考に申し上げますと20回。また、松田中学校の2階のアリーナですと10回程度というような、有料の団体の方にはそのような回数で貸しているというような利用実績でございます。以上でございます。

9 番 井 上 今の中で、ちょっと2点ぐらい確認させていただきたいんですけども。この町有施設の施行規則の中で、第7条でですね、第3号で松田町スポーツ登録団体ということになります。この場合ですね、あとそのスポーツ登録団体以外で、一般の松田町町民が利用する場合というのが明記されていないんですね。なので、この規則の一部改正の見込みはあるのかということとですね、近隣のほうを参考として、この金額を決定されたという今の説明がありましたが、近隣はですね、例えばこの今の電気料が大分上がっていると。こういった屋外でやるのはどうしてもですね、照明とかが必須だと思います。かなりね、そういった電気料の影響があるので、今そういった電気料の高騰をですね、ほかのところももう既に反映をさせている料金を参考にされたのか、それとも今までのので

すね、従前の電気料高騰と、こういう物価、様々な物価等が高騰する前の時点のね、使用料設定を参考とされたのか、その2点を再度お伺いをいたします。

教 育 課 長     それでは、2点御質問にお答えいたします。まず、施行規則のほうを見直すかというところでございますけれども、現在のところ、町有施設使用条例施行規則第8条の第4項に、その他管理者が必要と認めたときという文がございます。そちらのほうで対応しております。こちらのほうですね、直すかどうかという御質問でございますが、今のところは考えておりません。というのも、やはり要綱や運用の中で柔軟に対応している経緯もございまして、想定外の利用、例えば登録団体として登録しているその要件を、人数が1人足りないと、2人足りないとというような、例えば10人、登録団体で10人以上とかというのがあったときに、人数が1人足りなくなってしまった場合であっても、多数が町民であって、その活動が福祉の向上につながったり、社会的な意味があるような場合など、その活動を認めないと、結果として町民の福祉の向上に反する場合もあり得るので、総合的に考えてその都度判断をしているというところでございますので、規則のほうについては今回改正はしない予定、この規則については改正をしない予定でございます。

また、近隣の金額、施設の金額の考え方でございますが、こちらについては山北町、開成町が、具体で申し上げますと、開成町で1,000円、山北町で積算いたしますと1,250円、1時間当たりでございます。という体育館の利用料金ございまして、こちら恐らくまだ改正をしていない、電気代高騰の前の金額だというふうに考えております。松田町のほうは、さらに単価で言うと、もう少しこれに上乘せをした計算をしておりますので、そういったところで他町との比較についてはそういったような形で積算をさせていただいたところでございます。以上でございます。

9 番 井 上     回答ありがとうございます。規則のほうの一部改正の見込みというのはですね、例えば先ほどの公園関係もですね、そこに明確に在住・在勤というふうなことがありました。例えば、スポーツ登録団体ですと先ほど言われたようなね、事情があるかもしれないんですけども、例えば町内の在住の人がですね、そう

いった体育館を借りたいと。小学校の体育館を借りたいといった場合のですね、対応として、規則の中に明記する必要があるのではないかなというふうに考えましたので、そういった質疑をさせていただきました。

近隣のほうの参考のですね、ちょっと1,000円、山北が1,000円、開成町が1,200円、1時間（「1,250円」の声あり）1,250円。それが、例えば寄小学校の屋内運動場とですね、そのどこに当たるのかがよく分からない。例えばこの寄小学校のアリーナ、1,500円、夜間が2,000円に当たるんでしょうか。そうすると、ちょっと山北とか開成のほうは昼間なのか夜間なのかよく分からないんですけれども、それとすると大分ね、差があるのではないかなというふうに思います。特に寄の小学校のほうは、夏休みとかですね、そういったときの利用等でかなり様々な事業で横浜・東京のほうからですね、来られて、そういったものを利用されているという実績があつて、先ほどの20回というのがね、上がっているんじゃないかなということで、単純に体育館のほうの利用だけではなくですね、やはり寄の様々なそういう横浜からの交流人口といいますか、そういったところもですね、やはり含めて考えなければいけないのかなというふうに考えます。

再度ですね、その辺の料金設定のところは、そこと山北、開成、近隣と比較しても、ちょっと高めなのかなというふうに思いますので、再度規則改正と近隣との料金の格差についての説明をお願いいたします。

教 育 課 長 近隣の施設との比較と、また夏場、ハイシーズンのときの町外からの観光振興の観点というのもあると思うんですけれども、やはり考え方の基礎となるのは条例上減免が規定がございますので、町民の方には従来どおりの負担を、従来どおりの条件で御利用頂きまして、町外の方や営利を目的とした、する場合にはですね、受益者負担の原則をしっかりと適用させていきたいというところが考え方の基礎になるところでございます。以上でございます。（私語あり）

すみません。近隣との比較についても、やはり受益者負担というところを考えたときに、このくらいが適当…このくらいがというか、すみません。この金額が適切であろうというふうな判断をさせていただきました。以上でございます。

す。

9 番 井 上 終わります。

議 長 ほかには質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上審査することに決定いたしました。